

## 住民基本台帳ネットワークに関する事務に係る特定個人情報保護評価について

### 1 住民基本台帳ネットワークシステムにおける特定個人情報の取扱いについて

平成 25 年の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）の施行及び住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下「住基法」という。）の改正により、住民基本台帳ネットワークシステムにおいて、市町村長から都道府県知事に通知される本人確認情報に新たに個人番号が追加され、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネットシステム」という。）都道府県サーバにおいて、個人番号を含む特定個人情報ファイルを保有しております。

今般、令和元年に制定された改正番号利用法及び改正住基法（公布の日から起算して 5 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行）により、国外転出者のマイナンバーカードの利用を可能とするため、従来の住民票を基盤とした個人認証に加え、新たに戸籍の附票を基盤とした個人認証を可能とすることとされました。これにより、市町村長から都道府県知事に対して、本人確認情報に加えて附票本人確認情報が通知されることとなりました。附票本人確認情報には個人番号は含まれておりませんが、新たなシステムにおいては、附票本人確認情報の利用・提供に併せて個人番号を利用・提供する場合があることから、新たに特定個人情報ファイルに加える必要があり、特定個人情報保護評価規則第 11 条に規定する「重要な変更」に当たるため、特定個人情報保護評価の実施が必要となります。

### 2 特定個人情報保護評価について

番号利用法の施行により、平成 28 年 1 月から社会保障・税番号制度（以下「番号制度」という。）の運用が開始されています。

番号制度の導入により効率性・利便性が向上する一方、個人番号で個人を特定できるようになるため、従来よりもさらに厳格な情報管理が求められます。

このため、県では、番号利用法に基づき、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを宣言し、特定個人情報保護評価を実施します。

なお、特定個人情報保護評価指針により事務の対象人数が 30 万人以上の場合は、詳細な分析を行う全項目評価の対象とされています。

### 3 パブリックコメントの目的

番号利用法第 28 条第 1 項により、特定個人情報ファイルを保有する行政機関が、当該特定個人情報ファイルについて、特定個人情報保護評価規則で定める重要な変更を加えようとする場合は、評価書を公表し広く国民の意見を求めるものとされています。国民の特定個人情報が適切に取り扱われる安心・信頼できる住民基本台帳ネットワークシステムの運用のため、個人のプライバシー等に与える影響を予測・評価し、リスクを軽減するための適切な措置等について、特定個人情報保護評価書を作成しましたので、県民の皆様からの御意見を募集します。